

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

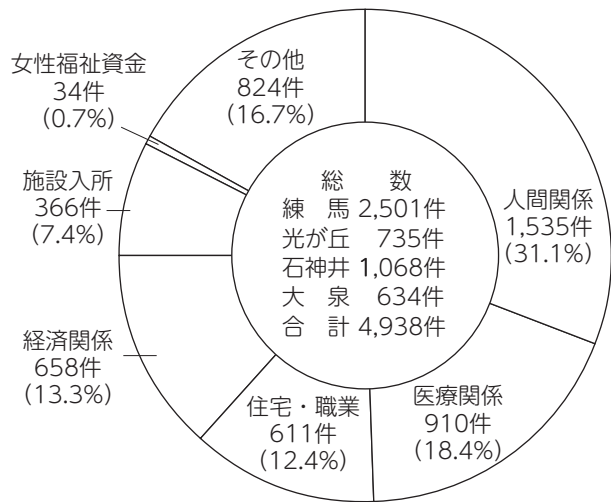
経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

【母子・父子自立支援員の相談・指導件数】 5年度

項目	総合福祉事務所					合計
	練馬	光が丘	石神井	大泉		
相談実人員(人)	1,017	2,309	1,220	743	5,289	
合計件数(件)	2,434	3,314	2,667	2,256	10,671	
生活一般	住宅	118	111	404	21	654
	医療	182	200	302	73	757
	家庭紛争	190	140	758	115	1,203
	就労	231	207	108	290	836
	その他(結婚・内職・家事援助他)	286	280	312	412	1,290
児童	養育	210	620	98	157	1,085
	教育	95	32	18	35	180
	非行	2	3	3	-	8
	就職	1	-	-	-	1
生活資金等	母子および父子福祉資金	115	461	102	742	1,420
	公的年金	16	1	18	-	35
	児童扶養手当	16	49	20	31	116
	生活保護	108	71	131	66	376
	その他	644	990	254	203	2,091
その他	132	121	129	108	490	

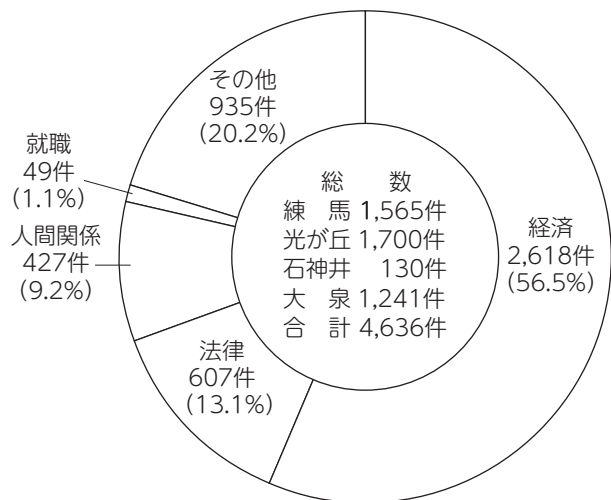
【婦人相談員の相談・指導】

5年度



【家庭相談員の相談・指導】

5年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

【就学援助の状況】

5年度

区分	人数(人)	全児童・生徒数に対する比率(%)
小学校 就学予定者	準要保護者(※2) 260	-
小学校	要保護者(※1) 286	0.85
	準要保護者(※2) 3,355	10.01
中学校	要保護者(※1) 197	1.46
	準要保護者(※2) 1,952	14.48

※1：要保護者は「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※2：準要保護者は生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉でつぎの支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言、情報の提供および他機関への紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ オンライン教育相談

Zoomを使ったオンラインの教育相談を行う。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 5年度
〔来室〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	1,066
対人関係・集団（社会）生活	308
家族関係・家庭生活の問題	487
身体に出てくる問題	241
不安・自信喪失	117
精神疾患	0
発達の問題	378
その他	26
合計	2,623

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	164
対人関係・集団（社会）生活	36
家族関係・家庭生活の問題	44
身体に出てくる問題	18
不安・自信喪失	6
精神疾患	0
発達の問題	21
その他	469
合計	758

(2) メール・チャット相談

令和元年度から運用していた「ねりまホッとアプ

リ」の機能を充実させた「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の運用を5年7月11日から開始した。

児童生徒用タブレットパソコンや個人のスマートフォン等からチャット形式で毎日（年末年始を除く）悩みをカウンセラーに相談することができ、児童生徒の相談環境を整えている。

なお、「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の運用開始に伴い、5年7月10日で「子ども相談メール」の運用を終了した。

・子ども相談メール 5年度 82件
・ねりまホッとアプリ+（プラス） 5年度 564件

(3) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

② 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。5年度は、29回派遣し、延べ867人の参加があった。

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。5年度は、小・中学校12校へ派遣し、延べ5,561人の参加があった。

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3年3月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

〔適応指導教室実施状況〕 5年度

教室名	年間登録数	活動日数
フリーマインド	184人(※1)	177日
トライ	348人(※2)	177日

※1：うち上石神井フリーマインド46人

※2：うち上石神井トライ78人

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。5年度の登録者は23人だった。また、元年度から15～18歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、5年度の登録者は12人だった。

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者へ委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。5年度の登録者は19人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者へ委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。5年度の個別支援の対象人数は小学校228人、中学校266人だった。

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。5年度は24人を対象に延べ366回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

平成27年度に初めて、区立小学校、学童クラブで医療的ケア児の受入れを行った。6年4月1日現在、区立小学校7校に8人、区立中学校1校に1人が在籍している。

6年3月に策定した新たな支援指針に基づき、宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図る。

●ヤングケアラーへの支援の充実

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの専門職員の増員および「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の導入により、ヤングケアラー（※）支援体制の強化を行った。ヤングケアラーチェックリストの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回に行うことで、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携して、支援を行っていく。併せて、学校や支援者向けの研修や啓発を行っていく。

※ ヤングケアラー：

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

〔特別支援学級および特別支援教室〕 6年4月1日現在

種別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱視	1校	1校（休級）
難聴	2校	1校
言語障害	5校	—
特別支援教室拠点校	17校	4校
特別支援教室巡回校	48校	29校

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している生活上の問題を抱えた母子等が利用できる。

居室の提供の他、相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

専門相談員がひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、関係機関の適切な支援につないでいる。5年度は延べ6,873件の相談があった。

(2) 出張相談

専門相談員がひとり親家庭の自宅に出張し、支援制度などの案内や相談に応じる。5年度は8件の相談があった。

(3) 法律相談

弁護士が離婚前後に関することや養育費についての相談に応じる。5年度は136件の相談があった。

(4) 家計相談

ファイナンシャルプランナーが、ひとり親の長期的なライフプランの設計などの家計相談に応じる。5年度は延べ44件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

5年度は資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座を計3回開催し、延べ73人の参加があった。

(2) 養育費に関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。5年度は68人に支給した。

(3) 養育費に関するADR（裁判外紛争解決手続）費用助成

養育費の取決めにかかるADR費用に対し、給付金を支給する。5年度は1人に支給した。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する。5年度は8人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就労に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。5年度から支給額を月額20,000円増額するとともに、第2子以降の子ども一人につき20,000円を加算することとし、5年度は延べ80人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、試験対策講座開始時、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。5年度は1人に支給した。

(4) 就労支援セミナー

① パソコン講習会

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で実施した。5年度は2回開催し、17人が参加した。

② 在宅就業推進事業

在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につけるため、通信環境とパソコンを3か月間貸出し、在宅就業体験を行う。5年度は17人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の自立や就業に向けて課題を把握し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行う。5年度は延べ67人にプログラムを策定した。

(6) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。5年度は、63世帯が利用登録し、延べ3,413回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 家庭訪問型学習支援事業

小学校4年生から中学校2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。5年度は32世帯39人が利用した。

(2) 親子レクリエーション事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、区内農園で収穫体験を3回開催した。5年度は延べ57世帯127人が参加した。

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。5年度は延べ115人の利用があった。